

(4) 施設に係る基準(法第 14 条第 5 項、法第 14 条の 4 第 5 項)

次の基準に従って、必要な施設等を整備する必要があります。

○ 産業廃棄物収集運搬業の場合

① 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

○ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合

- ① 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ② 廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。
- ③ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- ④ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。

○ 収集運搬施設について

(1) 運搬施設を有することについて

運搬車両は、自己の事業に供されるものであることから、自動車検査証の所有者（所有者が他者である場合は使用者）が申請者自身である運搬車両であること。

(2) (特別管理)産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬施設について

① 運搬車両について

感染性産業廃棄物を運搬する車両は、原則として保冷車であること。

② その他の運搬施設について

ア. 感染性産業廃棄物を保冷車以外の運搬車両で運搬する場合は、保冷構造を有する容器等（クーラーボックス等）を使用し、他のものと混合するおそれのないこと。

イ. 燃え殻、汚泥、ばいじん、鉱さい等粉末又は泥状の産業廃棄物を直接積載することが不適当な運搬車両で運搬する場合は、オープンドラム、フレコン袋等の収納容器に収容し積載すること。（運搬車両は収納容器が積載可能なものに限る。）

ウ. 廃油、廃酸又は廃アルカリ等液状の産業廃棄物を直接積載することが不適当な運搬車両で運搬する場合は、ポリタンク等の収納容器に収容し積載すること。（運搬車両は収納容器が積載可能なものに限る。）

③ 不適格な運搬施設について

荷台に側板等を設置し積載能力以上の積載が行われる恐れのある運搬車両、違法な改造がされた運搬車両等は、(特別管理)産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬施設と解しない。